

各私立専修学校・各種学校設置者 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

今後の私立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに御礼申し上げます。

緊急事態宣言解除後の私立学校の対応については、令和3年9月28日付け学事第877号-1で県教育局と同様の対応を取るようお願いしておりました。

今般、10月25日以降の県立学校については、別添「10月25日以降の県立学校の対応」のとおりとすることになりましたのでお知らせします。

つきましては、私立専修学校及び私立各種学校におかれましても、下記を参考に各学校の実情に応じた感染防止対策の徹底を継続し、各種教育活動を実施くださいますようお願いいたします。

記

- 1 学校運営の基本方針について  
感染防止対策の徹底を継続し、各種教育活動を実施する。
- 2 基本的な感染防止対策等の徹底
  - ・ 家族を含む体調不良者等の登校・出勤自粛を徹底すること。
  - ・ 手洗い・マスクの正しい着用の徹底と適切な換気・保湿を実施すること。
  - ・ 食事（給食）中の会話を控えるなど、感染防止対策を徹底すること。
- 3 学習活動について
  - ・ 感染症対策を徹底した上で実施すること。
- 4 学校行事について
  - (1) 運動会、体育祭、音楽会、合唱コンクール等について
    - ・ 企画内容を工夫し、感染防止対策を徹底すること。
  - (2) 修学旅行等、泊を伴う校外行事について
    - ・ 目的地の状況等を踏まえて判断すること。
- 5 部活動について
  - ・ 感染拡大防止対策を徹底した上で、各市町村の部活動の方針に基づく活動を実施すること。
  - ・ 練習試合、県外での活動、合宿等は慎重に判断すること。

## 6 その他

- ワクチン接種を希望する教職員が速やかに接種を受けることができるよう配慮すること。児童生徒に対するワクチン接種については、接種への正しい理解を促進するとともに、希望する児童生徒が安心して接種を受けることができるよう適切な配慮をすること。
- なお、ワクチン接種はあくまで任意であり、接種の有無が、偏見や差別につながることはないよう、指導等に留意すること。

総務部学事課  
専修各種学校担当  
電話 048-830-2562

教義指第827号  
令和3年10月21日

各市町村教育委員会教育長 }  
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長  
(公印省略)

### 今後の市町村立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言解除後の市町村立学校の対応について、令和3年9月28日付け教義指第762号でお知らせしましたが、本県では、10月25日以降の県立学校の対応は別添の通りとなります。

つきましては、各市町村教育委員会におかれましても、下記を参考に感染防止対策の徹底を継続し、各種教育活動を実施くださいますようお願いいたします。

なお、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いいたします。

### 記

- 1 学校運営の基本方針について  
感染防止対策の徹底を継続し、各種教育活動を実施する。
- 2 基本的な感染防止対策等の徹底
  - ・家族を含む体調不良者等の登校・出勤自粛を徹底すること。
  - ・手洗い・マスクの正しい着用の徹底と適切な換気・保湿を実施すること。
  - ・食事（給食）中の会話を控えるなど、感染防止対策を徹底すること。
- 3 学習活動について
  - ・感染症対策を徹底した上で実施すること。
- 4 学校行事について
  - (1) 運動会、体育祭、音楽会、合唱コンクール等について
    - ・企画内容を工夫し、感染防止対策を徹底すること。
  - (2) 修学旅行等、泊を伴う校外行事について
    - ・目的地の状況等を踏まえて判断すること。
- 5 部活動について
  - ・感染拡大防止対策を徹底した上で、各市町村の部活動の方針に基づく活動を実施すること。
  - ・練習試合、県外での活動、合宿等は慎重に判断すること。

## 6 その他

- ・ワクチン接種を希望する教職員が速やかに接種を受けることができるよう配慮すること。児童生徒に対するワクチン接種については、接種への正しい理解を促進するとともに、希望する児童生徒が安心して接種を受けることができるよう適切な配慮をすること。
- ・なお、ワクチン接種はあくまで任意であり、接種の有無が、偏見や差別につながるものがないよう、指導等に留意すること。

## 7 添付資料

- ・10月25日以降の県立学校の対応

体育（保健体育を含む）を除く学習指導に関すること

担 当 市町村支援部義務教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-6748

体育（保健体育を含む）に関すること

担 当 県立学校部保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

健康・安全に関すること

担 当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

教職員の感染予防対策及びメンタルヘルス対策に関すること

担 当 福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当

電 話 048-830-6971

# 10月25日以降の県立学校の対応

**基本方針：** 感染防止対策の徹底を継続し、各種教育活動を実施

## ① 基本的な感染防止対策の徹底

- 体調不良者等(家族も含む)の登校・出勤自粛の徹底
- マスクの正しい着用・換気・食事中の対策等の徹底
- 教職員・生徒のワクチン接種の促進

## ② 学習活動

- 感染症対策を徹底した上で実施

## ③ 学校行事

- 文化祭・体育祭等の学校行事
  - ・企画内容の工夫と感染防止の徹底
- 泊を伴う修学旅行等
  - ・目的地の状況等を踏まえて判断

## ④ 部活動

- 感染拡大防止対策を徹底した上で、県のガイドラインに基づく活動を実施
  - ・練習試合、県外での活動、合宿等は、慎重に判断